



11月は「児童虐待防止推進月間」です

虐待かもと思ったら



※一部のIP電話からはつながりません。お住まいの地域の児童相談所につながります。※通話料はかかりません。

地域の皆さまのご協力をお願いします。体罰などのない子育てを広げるために、あなたの力を貸してください。また、虐待までは至らなくても子育てに関することや子どものしつけ方などで悩んでいる保護者は多くいます。一人で悩まず気軽に相談ください。

児童虐待に関する通報相談件数は、年々増加しており、子どもの命が奪われる重大な事件も後を絶ちません。国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、全国各地で、児童虐待防止のための広報啓発活動が行われています。虐待の動機としては「子どもの存在の拒否・否定」「しつけのつもりだった」などが挙げられ、内容は身体的虐待、育児放棄などがありますが、暴言を吐いて脅したり、子どもの前で配偶者や親族などに暴力を振るう「面前DV」などの心理的虐待も多くなっています。自分の思うままに支配する、暴力や暴言など外からの圧力で即効性を求めるのが虐待です。決して虐待をしようとする親が特別なわけではありません。何かのきっかけで、誰もが加害者になってしまう可能性があります。そのため、虐待が子どもに対する最も重大な権利侵害であることを認識し、地域の皆さまの見守りが必要になってきます。児童虐待防止対策は虐待の発生予防、早期発見、早期対応が大切になります。虐待の確信はなくても疑いがあるときは通告をお願いします。たとえ、虐待でなかったとしても通告者には責任はありません。手遅れになる前に迷わず、通告、相談をすることが大切です。



子育て支援情報

令和5年度教育・保育施設の入所申し込みを受け付けます

入所受け付けは、12月1日から開始します。

- **入所施設について**
本市では、保育園と幼保連携型認定こども園への入所が可能です。
- **入所できる条件について**
保育園は、2号認定または3号認定を受けた児童が入所できます。幼保連携型認定こども園は、1号から3号までいずれかの認定を受けた児童が入所できます。認定については下記の「表1」と「表2」を確認してください。
- **入所申し込みについて**
4月入所の受け付け期間
12月1日(木)～12月28日(水)
5月以降の入所申し込みの受け付け期間
入所希望月の前月15日まで
※入所は毎月1日付となります。
受付場所
福祉事務所こども政策係
- **提出書類について**
申し込みに必要な書類は、認定区分で異なります。詳しくは下記の「表1」を確認してください。
- **教育・保育給付認定申請書**
② **子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書**
- **就労証明書または保育利用事由証明書**
保護者1人につき1枚提出してください。ただし、就労状況が全く同じ場合は1枚に連名で記載してください。※保育利用事由証明書は、就労以外で保育を必要とする場合に提出してください。
- **入所決定について**
1号認定の方については、認定こども園が入園の内定をします。
2号認定・3号認定の方については、市が保育の必要性が高い児童から、希望状況や施設の定員などに応じて順次決定します。
※在園児の手続きについては、在籍中の施設を通じて行う予定です。
- **保育料納付誓約書(保育園を希望の方で3号認定の児童のみ)**
書類は、福祉事務所こども政策係、各教育・保育施設にて配布します。また、市公式サイトからもダウンロードできます。

児童相談所・福祉事務所の相談窓口

通告・相談窓口	連絡先	時間
福祉事務所 子育て支援係	☎72-1123 (内線505)	月～金曜： 午前8時半～午後10時
串間市役所	☎72-1111	月～金曜：午後10時～午前8時半 土日・祝日・年末年始：終日
家庭児童 相談室	☎72-5783	月～金曜：午前9時～午後5時
都城 児童相談所	☎0986-22-4294	月～金曜： 午前8時半～午後5時15分 ※児童虐待などの緊急時は常時受け付け

ハッピースマイル

はたけやま
畑山 ころちゃん
(令和3年9月7日生)

畑山 誠也・恭子さんの長女(福島地区)

よく笑い笑顔が素敵なころちゃん。お兄ちゃんが大好きで、いないいないばあをしてもらったり一緒に遊んでいます。笑顔で好き好きと寄ってくるのがとてもかわいく癒やされています。「ころ」の名前の由来である心優しく、兄妹仲良く育てね。



子育てINFO

外から帰ったら手を洗う、入浴の後はパジャマを着るなど、生活習慣の自立は2～3歳代の大きなテーマです。赤ちゃん時代は、ママがなんでもしてあげることで、大人のペースで生活してきたのが、子どものペースに切り替える時期になります。そこで大切なのは、大人の「待つ」という姿勢です。この時期の子どもは自我が強く、好奇心旺盛で何でも自分でやります。大人が手伝えばサッと終わることも、子どものペースだと時間がかかるので、つい手を貸したくなりますが、子どもの「自分でやる」を肯定してあげてください。最初はサポートしながら少しずつ手を貸す機会を減らしていき、自分のことは自分でできるようにしてあげましょう。できたことはたくさん褒めてあげてください。一人でできた達成感が自信になり、自立につながります。

- **【子ども予防接種】**
- **子宮頸がんワクチンについて**
積極的な接種勧奨が再開されたことに伴い、対象者に順次個別通知をいたしました。
・ **定期接種対象者**：平成18年4月2日～平成23年4月1日生まれの女性の方(下線部において前月号までの記載に誤りがありましたので訂正いたします)
・ **キャッチアップ接種対象者**：平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性の方で、まだ3回接種していない方はお早めの接種をお願いいたします。
- **子宮頸がんワクチン任意(自費)接種費用償還制度について**
子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃し、**令和4年8月31日までに任意(自費)で接種した方**に費用の償還を行います。対象年齢の方には個別通知をしていますので、過去の接種歴をご確認の上、該当の方は申請をしてください。
・ **対象者**：キャッチアップ接種対象者でまだ無料接種を3回しておらず、高校2年生相当年齢以降、**令和4年8月31日**までに国内において2価もしくは4価ワクチンの任意(自費)接種を受けた方(※9価は対象外)
・ **申請に必要なもの**：申請書(市公式サイトでダウンロード、窓口お渡し)、接種したことが分かる母子手帳などの写し、接種費用額の分かる領収書などの原本(無い場合は市の定める額)
・ **申請期日**：令和4年9月1日～令和7年3月31日(接種日は**令和4年8月31日まで**)
- **日本脳炎・麻しん風しん(2期)・2種混合ワクチンも個別通知をしております。**
その他のワクチンと併せてお早めの接種をお願いいたします。

【表1】

●認定は、児童の年齢や保護者の就労状況などにより大きく4つに区分されます。

認定区分	利用できる施設	対象となる児童	提出書類
1号認定(教育標準時間認定)	・認定こども園	満3歳以上の児童	①
1号認定(教育標準時間認定) +新2号認定または新3号認定(預かり保育などを利用)		1号認定で「保育の必要な事由」に該当する場合	①②③
2号認定(3歳以上保育認定)	・保育園 ・認定こども園	満3歳以上の児童で 「保育の必要な事由」に該当する場合	①③
3号認定(3歳未満保育認定)		3歳未満の児童で 「保育の必要な事由」に該当する場合	①③④

【表2】

●新2号認定、新3号認定、2号認定および3号認定を受ける場合、保護者が次のいずれかに該当することが必要となります。

保育の必要な事由	保護者の状況	必要書類	添付書類
就労	月60時間以上の労働に常態的に従事している場合	就労証明書	-
妊娠・出産	母が出産前後(産前産後2カ月)である場合	保育利用事由 証明書	母子手帳
疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合		診断書(疾病の場合) 障害者手帳(障がいの場合)
介護など	親族(長期間入院などを行っている親族を含む)を常時介護または看護している場合		介護保険証
災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊などを受け家庭で保育ができない場合		-
求職活動	求職活動を行う、もしくは継続的に行っている場合	-	在学証明書
就学	就学中の場合	-	-
育休取得中で保育利用中	育休休業取得中に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合	就労証明書	-

問/福祉事務所こども政策係 ☎72-1123 (内線507)